

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和4年5月19日（木） 午前9時50分～午後2時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

泉委員長、上枝委員、岡委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、
首席監察官、地域監、情報通信部長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から「山極寿一さんという元京都大学総長は、ゴリラの研究で有名な方だが、ヒトになっていく過程で必要なのは、共食、共同保育、共感だったという話をされている。今、コロナ禍で、動く自由、集まる自由、話す自由等に制約が課されるが、集まって食事をしたり、話をしたり、移動して行きたいところに行くというのは、本来のヒトとしての自然な欲求であるという話もされていた。ウイズコロナと言われる社会にあって、人間と人間が直接的で対面的なコミュニケーションをとることが自然な欲求であるなら、集まるか集まらないか、1か0かと完全に白黒はっきりさせてしまえるものではないと考えている。例えば飲酒会合をするに当たっても、テーブルの人数を制限するとか、マスク会食をする、長時間に亘らない等、いろいろな工夫をしながら、対面的なコミュニケーションと感染対策の中間を探っていく必要があると思う。警察でもそうしたマネジメントを是非やってもらいたいと思う」旨の発言があった。

第5 議題事項

香川県留置施設視察委員会委員の選任について

県警察から、香川県留置施設視察委員会委員について、その任期が本

年5月31日で満了するため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定により委員を選任する旨の報告がなされ、審議の上了承した。

委員から、「年齢も性別も幅広い方が候補者となっており良いと思う。新しい視点で視察等の活動をしていただきたい」旨の発言があった。

第6 報告事項

1 令和3年度における情報公開請求及び個人情報開示請求の運用状況について

県警察から、令和3年度における情報公開請求及び個人情報開示請求の運用状況について報告がなされた。

委員から、「令和2年度に比べ、令和3年度の各請求件数が増加しているのは、何か理由があるのか」旨の質問があり、県警察から「情報公開請求に関しては、懲戒処分との関係が48件と最も多いが、令和2年度と比べても大幅に増加しているものではない。何らかの事項について特別に数が増加したのではなく、これまでになかった事項についての請求が少しずつなされたことで、全体的な総数が増加したものである」旨の説明がなされた。

また委員から、「情報公開請求等は、民主主義社会のインフラのひとつでもあると思うので、今後も丁寧な対応をお願いしたい」旨の発言があった。

2 令和3年度香川県警察教養実施計画に基づく教養の実施結果について

県警察から、令和3年度香川県警察教養実施計画に基づく各種教養の実施結果について報告がなされた。

委員から、「新型コロナウイルス感染症対策の影響で思うような教養が十分できない中でも、いろいろな工夫をされてきたことがよく分かった。今後は術科訓練もきちんと対策をされた上でしっかりやっていただきたい」旨の発言があったほか、委員から、「教養というのは基礎であるし、教養を止めたからと言って、すぐに何か不都合が出るものではないかもしれないが、継続的な教養がなされないと後々響いてくるものだと思う。しっかりとやっていただきたい」旨の発言があった。

3 令和3年度中における公務災害等認定状況について

県警察から、令和3年度中における公務災害等の認定状況について報告がなされた。

委員から、「教育・訓練での認定件数が一番多いが、性質上、完全に予防するのは難しいかもしれないが、なるべく少なく、また後々に影響しないように気をつけてもらいたい」旨の発言があった。

4 令和4年度香川県交通安全活動推進センターの事業概要について

県警察から、香川県交通安全活動推進センターに係る本年度の事業計画及び収支予算について、関係書類を受理したので、その概要について報告がなされた。

委員から、「たくさんの事業を請け負っているので、大変だと思うが、今後ともよろしくお願ひしたい」旨の発言があったほか、委員から、「交通事故情勢は落ち着いてはいるが、全国的に見ると人口10万人当たりの交通事故死者数はワースト上位で、高止まり傾向にあると言える。こうした事業を地道にやっていくしかないだろうと思う」旨の発言があった。

第7 意見の聴取等の審議結果について

県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取について報告がなされ、審議の上、処分内容を決定した。

第8 決裁

- 1 香川県留置施設視察委員会を退任する者に対する感謝状について
- 2 意見・要望等処理結果について

第9 その他

- 1 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について

県警察から、4月中のストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等の実施状況について報告がなされた。

- 2 審査請求の裁決について

県警察から、行政不服審査法に基づく審査請求について報告がなされ、裁決書の内容を審議の上決定した。

以上